

合衆国に於ける国際機構の裁判管轄権免除

西 谷 元

- 一 序 論
- 二 外国国家に対する主権免除
- 三 合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除
- 四 合衆国の加盟していない国際機構の裁判管轄権免除
- 五 結論的考察

一 序 論

日本政府は、外国国家の裁判管轄権免除に関して、制限的免除主義を採用した条項を含む条約を特定国と締結しており、また制限的免除主義を支持する立場を国際会議に於いて表明しているが、その場合いかなる基準により商業活動 (commercial activity) を認定するかについてはかならずしも明確ではない。⁽¹⁾ 他方、わが国裁判所は、昭和初期以来現在に至るまで、外国国家に対する絶対的免除主義を維持しているが、⁽²⁾ 外国国家の裁判管轄権免除に関する事件が少ないことも相まって、未だその判例を再検討する機会を有していない。これに対し、諸外国に於いては、制限的免除主義を採用していた大陸諸国に於いて、⁽³⁾ 一九七六年には合衆国が Foreign Sovereign Immunity Act of 1976 (FSIA)⁽⁴⁾ を、これに続いて一九七八年には英国も State Immunity Act 1978⁽⁵⁾ を制定し、⁽⁶⁾ 外国国家の裁判管轄権免除に関して制限的免除主義を採用した。このように、主要国で絶対的免除主義を採用しているのは、わが国および国家貿易を行なっている共産圏諸国のみとなっている。⁽⁷⁾

他方、わが国は、国際機構の特権および免除に関する条約の当事国となり、非加盟の国際機構の代表に対し外交使節と同様の特権および免除を認めている場合も存在するが、国際機構の裁判管轄権免除一般がどのような基準により確定されるかは明らかではない。ところで合衆国は、国際機構との間に本部協定を締結し、当該国際機構の裁判管轄権免除について規定を置くと共に、合衆国が加盟する国際機構の裁判管轄権免除一般については、国内法である International Organizations Immunity Act of 1945 (IOIA)⁽¹⁰⁾で規定している。当該法律は、立法当時外国国家に対して適用されていた絶対的免除主義を国際機構に援用したものと考えられるが、既に述べたように、合衆国は一九七六年の FSIAにより制限的免除主義を採用した。⁽¹¹⁾

本稿では、合衆国に於ける国際機構の裁判管轄権免除の存否およびその範囲を、IOIA、FSIAおよび判例の検討を通じて明らかにする。この問題の検討は、わが国が世界の多数国に於ける趨勢に従い裁判管轄権免除の範囲を再考した場合、国際機構に対していかなる法理が適用されるかという問題に示唆を与えると考えられる。二に於いてはまず、合衆国に於ける外国国家に対する主権免除制度およびFSIAによるその改正を概観する。三に於いてはIOIAのもとでの合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除およびそれに対するFSIAの影響を、四に於いては合衆国の加盟していない国際機構の裁判管轄権免除の基礎としてのIOIAおよびそれに対するFSIAの影響を検討する。

二 外国国家に対する主権免除

合衆国に於いては、一九七六年に至るまで、外国国家の主権免除に関して絶対的免除主義または制限的免除主義のいずれが適用されるのかは、必ずしも明らかではなかった。

第一次大戦以降、合衆国政府は、対外的にはそれまでの絶対的免除主義を変更し、二国間通商航海条約に於いて制限的免除主義を採用した。これに対し裁判所は、一九世紀以来、国際法と慣習に基づいて絶対的免除主義を採っていたが、次第に国務省による提議 (suggestion) によりその判断を国務省に委ね、主権免除について一次的判断を行わなくなつた。

このように、合衆国に於ける主権免除の存否およびその範囲の確定は、国務省により行なわれるようになったのであるが、国務省は一九五二年の Tate Letter による制限的免除主義への転換の表明にもかかわらず、それ以降に於いてもしばしば法的判断ではなく政治的判断に基づいて主権免除の提議を行なつた。例えば、外国国家と私人との間の仲裁条項の存在にもかかわらず、当該外国政府の申し出により主権免除の提議を行ない、また、本質的に私法的または職務的行為 (acta jure gestions) と考えられる外国の行為についても、主権免除の提議を行なつた。⁽¹⁷⁾

合衆国は、一九七六年に、私権保護の必要性および制限的免除主義が国際法の趨勢になつたことを理由として、FSIA を採択した。FSIA に於いては、国家はその商業活動に関して主権免除を享有し得ないとして制限的免除主義が採用され、裁判所が主権免除の存否およびその範囲を決定することとされた。⁽¹⁸⁾ そして、外国国家の行為が本法にいう商業活動であるかどうかを判断するにあたっては、行為の性質に着目する、行為性質基準が採用された。⁽²⁰⁾

三 合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除

A International Organizations Immunity Act of 1945

合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除の法的基礎は、当該国際機構が合衆国との間に特権および免除に関する

る特別の条約を締結しているか否かにより異なる。例えば、国際連合の特権および免除は、IOIA以外にも、国際連合の特権及び免除に関する条約⁽²¹⁾ならびに国際連合と合衆国との間の本部協定に於いて規定される⁽²²⁾。そして、裁判管轄権免除に関し、国際連合の特権および免除に関する条約第二条第二項は、絶対的免除を採用し、「国際連合……は、免除を明示的に放棄した特定の場合を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する」と規定する。

他方、合衆国に於ける国際機構の特権および免除に関する一般法規であるIOIAは、合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除の国内法上の取扱について規定している。IOIAは、合衆国が加盟しておりかつ大統領令により認定された国際機構⁽²³⁾、その不動産および動産は、外国国家と同様の裁判管轄権免除を享有すると規定する⁽²⁴⁾が、行為性質基準に基づく制限的免除がFSIA立法により外国国家について認められたため、IOIAに於ける国際機構の裁判管轄権免除が、FSIA立法以降どのような基準によって確定されるかが問題となる。

B 立法経過

IOIAは、国連憲章に於ける合衆国の義務の遂行を第一次目的とし、当該立法により、一九四六年当時外国国家に対して認められていた絶対的免除を国際機構に認めるものであった⁽²⁵⁾。当該法律は、外国国家が享有するのと同様の裁判管轄権免除を国際機構に与えることを意図したものであったが、外国国家が享有する免除そのものを国際機構に与えようとするものではなかった⁽²⁷⁾。その一証左として、IOIAは、裁判管轄権免除を付与する大統領の権限およびそれを一方的に修正または終了させる大統領権限を認めていることが挙げられる⁽²⁸⁾。合衆国議会は、裁判管轄権免除の認定を大統領に委任し、国際機構がこの絶対的免除を濫用した場合または国際機構が商業行為に従事した場合に於ける国際機構の裁判管轄権免除が制限される可能性を認めた⁽²⁹⁾。このような大統領権限は、当該法律に於ける国際機構の裁判管轄権免除が、一般国際法または国内法に於いて認められる、外国国家の主権免除とは明確に

異なることを示している。

他方、FSIAは、外国国家および外国国家の機関 (agency or instrumentality) の主権免除を規律することをその目的としているが、国際機構は外国国家または外国国家の機関の定義には含まれず、⁽³⁰⁾ 国際機構については一カ所、それもFSIAが国際機構の財産には適用されないと規定されるのみである。⁽³¹⁾ IOIAに於ける国際機構の裁判管轄権免除を合衆国議会が考慮した様子は、FSIAの立法経過の検討よりは全くうかがうことが出来ない。さらに、主権免除付与の決定を裁判所に一任するというFSIAの規定は、⁽³²⁾ IOIAに於ける広範な大統領権限の存在と矛盾する。

以上の立法経過の検討から、FSIAは国際機構の裁判管轄権免除問題について明示的に触れることはなく、議会はIOIAを改正する積極的意思を有していなかったと結論することが出来るように思える。

C 判 例

国際機構が関係する争訟は、国際機構と国際機構職員との間の雇用関係より生じる紛争、国際機構の締結した雇用契約以外の契約関係より生じる紛争および国際機構の不法行為より生じる紛争に大別できる。

(1) 雇用関係より生じる紛争

一九五二年のTate Letterによる外国国家に対する制限的免除主義採用以降、国際機構と国際機構職員との間の雇用関係より生じた紛争に関する最初の判例は、Weidner v International Telecommunications Satellite Organizationである。当該事件に於いて、原告は、外国国家が未だ絶対的免除を享有しているとの前提にたち、国際機構は外国国家より限定的な裁判管轄権免除を享有すると主張した。⁽³⁴⁾ 裁判所は、IOIAに於ける国際機構の裁判管轄権免除が絶対的免除または制限的免除のいずれに基づくかには触れることなく、したがってIOIAがFSIAにより変更を受けたか否かについて検討することなく、国際機構の裁判管轄権免除を認めた。⁽³⁵⁾

雇用関係より生じる紛争に対する裁判管轄権免除のリーディングケースとして、'Broadbent v Organization of American States' が挙げられる。⁽³⁶⁾ この事件に於いて、上訴人および *amicus curiae* としての国際連合⁽³⁷⁾は、制限的免除を主張した。そこでは、IOIAは国際機構に外国国家と同様の裁判管轄権免除を認めたが、FSIAが行為性質基準に基づく制限的免除を外国国家に認めたため、国際機構も外国国家が現時点に於いて享有する制限的免除のみを享有すると主張された。⁽³⁸⁾ これに対し、OASおよび *amicus curiae* としての他の国際機構は、合衆国議会はIOIAに於いて絶対的免除を認め、FSIAによってもそれを変更する意思は無かったと主張した。⁽³⁹⁾

裁判所は、このような相対立する主張について判断を下さず、絶対的免除に於いてはもちろんのこと、合衆国の加盟する国際機構に於ける雇用関係は商業活動ではないとして、制限的免除に基づいてもOASの裁判管轄権免除は認められると判示した。⁽⁴⁰⁾

国家の主権免除の範囲確定に於いて、行為目的基準による制限的免除主義に基づくならば、現地職員の雇用の目的により裁判管轄権の有無が決定されるが、⁽⁴¹⁾ FSIAに於ける行為性質基準の採用により、雇用をめぐる紛争で、外国国家の公法的または主権的(行為) (*acta iure imperii*) とみなされ主権免除の対象となる職員は、「外交職員、公務員または軍人であり、合衆国に於いて外国国家により雇用された合衆国国民または第三国国民⁽⁴²⁾を含まない」とされる。⁽⁴³⁾

国際機構は当然それ固有の国民を有しないため、必然的に合衆国国民または第三国国民を雇用することとなり、前述のような制限的免除の定義およびそこに於ける限定が適用された場合、国際機構はその職員の雇用関係より生じる紛争に関して裁判管轄権免除を全く有し得ない。しかしながら、裁判所は、合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除について、加盟国としての合衆国の義務、FSIAの立法目的、国際機構の内部問題性および国際機構の特殊性を理由として、絶対的免除に於いてはもちろん、行為性質基準による制限的免除に於いても、国際機構は裁判管轄権

免除を有すると判示した。⁽⁴⁴⁾

合衆国裁判所は、職員の私権保護の必要性からの批判にもかかわらず、⁽⁴⁵⁾ 雇用に関して *Broadbent v Organization of American States* の先例に従つて、⁽⁴⁶⁾ *Tuck v Pan American Health Organization* 及び *Mendaro v World Bank* ⁽⁴⁷⁾ に於いても同様の立場をとつてゐる。

ところで、下級審ではあるが、*Donald v Orfila* に於いて、裁判所は、⁽⁴⁸⁾ IOIA が絶対的免除主義を国際機構に認めてゐると判示した。当該判例は、*Broadbent v Organization of American States* および IOIA の立法経過を検討してこのような結論を導いたが、*Broadbent v Organization of American States* で問題となつた制限的免除主義適用の可能性については何等検討されず、⁽⁴⁹⁾ *Broadbent v Organization of American States* で提議された問題に結論を与えたものとは考えられない。

Broadbent v Organization of American States に於ける以上のような判旨が適用されるのは、合衆国が当該国際機構の加盟国となつてゐる場合に限られる。⁽⁵⁰⁾ また、IOIA および F S I A のもとで雇用以外の国際機構の行為一般を判断する場合、絶対的免除または制限的免除のいずれが適用されるのかは明らかにされなかつた。

(2) 契約より生じる紛争

これに対し、*Dupre Associates, Inc. v Organization of American States* ⁽⁵¹⁾ は、O A S の締結した建設契約に関する訴訟に於いて、IOIA のもとの制限的免除主義の適用を認めた。⁽⁵²⁾ 裁判所は、裁判管轄権免除に関して、国際機構と外国国家は同等に扱われるとの前提に基づき、⁽⁵³⁾ *Tate Letter* 制限的免除主義を採用した若干の判例また *Victory Transport Inc. v Comisaria General* 判決より、⁽⁵⁴⁾ 外国国家の主権免除は制限的免除主義に基づくと結論し、国際機構に適用される裁判管轄権免除の範囲もまた同様に制限的免除主義により確定されると判示した。⁽⁵⁴⁾

一九八二年の時点で、当該裁判所が結論したように、制限的免除主義が外国国家に対して適用されるのは疑い無いが、当該判決では *Broadbent v Organization of American States* に於いて問題となつた⁽⁵⁵⁾、*IOIA* に於ける裁判管轄権免除の範囲、*FSIA* が *IOIA* を改正するものか否かという *FSIA* の解釈の問題および外国国家と国際機構の並列化が可能であるか否かという問題には何等触れられていない。*Broadbent v Organization of American States* に於いては、合衆国の加盟国としての義務および国際機構の特殊性より、外国国家と国際機構に対する異なつた取扱が正当化されたため、職員の職務の性質の如何にかかわらず、職員の雇用は制限的免除での商業行為には含まれず、また絶対的免除によつても裁判管轄権免除が認められると判示された。しかしながら、当該判決に於いては、*a priori* に外国国家と国際機構が同様に扱われるのみで、*OAS* に対する *IOIA* 適用の可能性およびその根拠、そこに於ける裁判管轄権免除の範囲、国際機構の特殊性、合衆国の加盟国としての義務の存在などの問題ならびに、一般契約より生じる紛争に直接関係するものではないが、先例としての *Broadbent v Organization of American States* に考慮が払われることはなかつた。

したがつて、この判決判旨が、契約関係より生じる紛争一般について、*FSIA* および *IOIA* の解釈として妥当性を有しているかについては疑わしいといわざるを得ない⁽⁵⁶⁾。

(3) 不法行為より生じる紛争

Edison South Electric Company v United States ⁽⁵⁷⁾ *Socheray v Corps of Engineers of the United States Army* ⁽⁵⁸⁾ に於つては、当該事件で問題となつた *International Joint Commission* は、*IOIA* 上の裁判管轄権免除を享有すると判示された⁽⁵⁹⁾。これらの判例では、国際機構の行なつた行為が典型的な公法的行為であつたため、絶対的免除または制限的免除のいずれに基づいても、国際機構の裁判管轄権免除が認められるケースであつた。その判旨より判

断する限り、裁判所は絶対的免除を適用したように思われるが、⁽⁶⁰⁾ 制限的免除に関する議論またその国際機構への適用可能性については何等議論が行なわれなかった。

一方、合衆国が加盟しながらも、⁽⁶¹⁾ IOIAの適用外におかれた International Criminal Police Organization (ICPO) に関し、*Steinberg v International Criminal Police Organization* 下級審は、その根拠を示すことなく裁判管轄権免除を認めた。⁽⁶²⁾ しかしながら、その上訴審は、裁判管轄権免除問題には入らず管轄権成立の有無についてのみ判断しながらも、このような下級審判決を否定した。⁽⁶³⁾

D 小 結

合衆国が加盟しかつ大統領により認定された国際機構は、IOIAの適用を受け、裁判管轄権免除を有する。IOIAおよびFSIAの立法経過ならびに判例の検討より、そこで適用される法理が絶対的免除主義か制限的免除主義のいずれであるかは明確ではないが、FSIA立法にもかかわらず、合衆国裁判所は国際機構と職員との間の紛争に關し裁判管轄権を有しないことが明らかにされた。雇用関係より生じる紛争以外の事例に關する合衆国裁判所の判例は、絶対的免除主義と制限的免除主義の双方を適用しているが、その結論の妥当性は別として、FSIA立法以降IOIAに於いて絶対的免除主義と制限的免除主義のいずれが適用されるかを十分に検討して適用したものではないといえよう。

四 合衆国の加盟していない国際機構の裁判管轄権免除

A 大統領令により裁判管轄権免除が認められている国際機構

国際機構の裁判管轄権免除は、一般にその設立条約または特権および免除に關する特別条約により定められ、加盟

国がこれらの条約を署名、批准することにより、国際機構の裁判管轄権免除を国内法上認める義務が加盟国に生じる。⁽⁶⁴⁾ 非加盟国は、しかしながら、国際機構またはその代表部に対して、特権および免除を与える国際法上の一般的義務を有していない。⁽⁶⁵⁾ また、IOIAは、原則として合衆国が加盟している国際機構に関する裁判管轄権免除を規律するものであり、合衆国の加盟していない国際機構に対する適用を予定したものではなかった。しかしながら、合衆国の加盟していない国際機構に対しては、特別の立法によりIOIAを適用することが可能であると考えられている。合衆国の加盟する国際機構に対する大統領令によるIOIAの適用は、加盟を認める条約、法律または歳出の承認といった法的根拠に基づいているが、⁽⁶⁶⁾ 合衆国の加盟していない国際機構については、議会による特別の立法によりIOIAが適用される。しかしながらこの場合、合衆国が加盟している国際機構に於いて認められている大統領の裁量の⁽⁶⁷⁾ 余地はない。⁽⁶⁸⁾

合衆国は、その実行に於いて、合衆国の加盟していない国連教育科学文化機関⁽⁷⁰⁾ (UNESCO)、欧州宇宙研究機構⁽⁷¹⁾ (European Space Research Organization)、アフリカ統一機構⁽⁷²⁾ (Organization of African Unity)、赤十字国際委員会⁽⁷³⁾ (International Committee of the Red Cross) に対し、IOIA上の特権および免除を認め、また欧州共同体代表部に対して外交使節と同様の特権および免除を認めた。⁽⁷⁴⁾

国連教育科学文化機関、欧州宇宙研究機構、アフリカ統一機構および赤十字国際委員会に対しては、IOIAに於いて制限的免除主義または絶対的免除主義のいずれが適用されるかの問題は別として、IOIAを合衆国が加盟している国際機構と同様に適用しようとするものである。

この場合、合衆国裁判所の取り得る立場としては以下の三つがあるように思われる。

- (1) F S I A 制定にもかかわらず、IOIAに於いては絶対的免除主義が適用されるとし、絶対的免除主義上認め

られている制限を留保して、合衆国の加盟していない国際機構の全ての行為に裁判管轄権免除を認める立場⁽⁷⁴⁾

(2) F S I A 制定により、I O I A に於いては制限的免除主義が適用されるとし、商業行為に関しては裁判管轄権免除を認めないが、国際機構職員の雇用より生じる紛争に関しては、合衆国が加盟国となっている国際機構と同様に扱い、裁判管轄権免除を認めるとの立場

(3) F S I A 制定により、I O I A に於いては制限的免除主義が適用されるとし、商業行為に関しては裁判管轄権免除を認めず、合衆国の加盟する国際機構に於いては存在する加盟国としての義務が存在しないため、国際機構職員の雇用より生じる紛争に関しても裁判管轄権免除を認めないとの立場⁽⁷⁵⁾

これらの国際機構に関する判例は未だ存在せず、また合衆国の加盟する国際機構に於いても絶対的免除主義または制限的免除主義のいずれが適用されるのかはかならずしも明確ではないことと相まって、裁判所により前述(1)―(3)のいずれが援用されるのかは明らかではない。ところで、合衆国が加盟している国際機構の場合に存在する加盟国としての義務は、合衆国の加盟していない国際機構に関しては存在しないが、これらの国際機構が国内で活動することを認めた場合、合衆国に一定の義務が生じるとも考えられる。したがって、合衆国の加盟していない国際機構の場合でも、合衆国が加盟している国際機構と同様に扱い、国際機構職員の雇用より生じる紛争に関して、裁判管轄権免除を認める余地はあるように思われる。

欧州共同体の裁判管轄権免除は、他の国際機構の特権および免除とその取扱を異にし、⁽⁷⁶⁾ 外交使節と同様の特権および免除が、それに付随する条件と義務と共に、欧州共同体代表部に与えられている。⁽⁷⁷⁾ このような取扱は、合衆国が欧州共同体代表部を外国国家の代表部と同様にみなし、⁽⁷⁸⁾ F S I A による行為性質基準に基づく制限的免除主義を適用して、商業活動に関しては裁判管轄権免除を認めないが、雇用関係より生じる紛争に関しては、国際機構の加盟国民

と国際機構との間の紛争に關し国際機構に裁判管轄権免除を認め、合衆国国民または第三国国民と国際機構との間の紛争に關しては国際機構に裁判管轄権免除を認めないとの立場をとっていることを表していると考えられる。これは欧州共同体が、伝統的な政府間国際機構の枠を越え、加盟国より独立した統合的な国際法主体を構成していることより生じた現象であるように思われる。

B 大統領令により裁判管轄権免除が認められない国際機構

IOIAは、一定の法的根拠に基づく大統領令により、合衆国の加盟する国際機構に裁判管轄権免除を認めるものであり、また、合衆国議会の特別の立法に基づいて、合衆国の加盟していない国際機構に裁判管轄権免除を認めるものであるが、合衆国の加盟していない国際機構に対して特別の立法がなされていない場合、このような国際機構に關してIOIA上の裁判管轄権免除は認められない。また、FSIAはその対象を外国国家およびその機関に限定しており、国際機構に対し直接に適用されるものではなく、したがってFSIA上の裁判管轄権免除も認められないと考えられる。

国際機構を外国国家の機関と捉え、FSIAの対象とするという理論構成は、以下のような問題点を含んでおり採り得ない⁽⁸¹⁾。第一に、FSIAが外国国家の機関について規定する場合、外国国家の語には単数形が用いられ、複数の外国国家により構成される国際機構を考慮したものではない。第二に、FSIAは外国国家の機関が単一の国家以外に於いて設立されることを禁じており、このような規定は国際機構の実態にそくしたものではない。第三に、FSIAの逐条解説は、外国国家の国民でないものにより行なわれた行為は、免除の対象には含まれないと述べている⁽⁸⁴⁾。しかしながら同時に、このような国際機構に対しては、特別の規定が存在しない場合、IOIAおよびFSIAに基づいては訴状 (complaint) および呼出状 (summon) の送達がなされ得ず、合衆国裁判所は裁判管轄権を得ることが

出来ないと考えられている。⁽⁸⁶⁾このように、合衆国の加盟していない国際機構の場合、特権および免除としての裁判管轄権免除ではなく、裁判管轄権の不成立の反射的效果として、裁判管轄権免除を有しているのと同様の取扱を受けている。

五 結論的考察

わが国政府および裁判所は、外国国家および国際機構の裁判管轄権免除を再考する時期にきていると思われる。外国国家に対して行為性質基準に基づく制限的免除主義を適用するのが妥当であると一般に考えられているが、その場合いかなる法理がわが国の加盟する国際機構に適用されるのであろうか。わが国に於いては、現在のところ合衆国または英国のような国際機構の特権および免除に関する一般的な法律は存在しない。これらの国際機構の特権および免除に関しては、特別の条約に於いて規定されるのが普通であり、また裁判管轄権免除規定は直接適用可能性を有していると考えられるため、英米両国のような特権および免除を国際機構に適用するような特別の手續⁽⁸⁷⁾は必要ないものと思われる。しかしながら、条約上絶対的免除主義による裁判管轄権免除が採用されていない場合または特権および免除に関する条約が存在しない場合、このような国際機構の裁判管轄権免除の存在およびその範囲を確定する基準が必要となる。

国際機構と国際機構職員間の紛争に関する国際機構の裁判管轄権免除の問題の解決には、国際機構の目的の達成および国際機構の人事行政の効率性⁽⁸⁸⁾と職員の私権保護の双方が考慮にいられなければならない。合衆国に於いては、国際機構と国際機構職員間の紛争に対して裁判管轄権免除を認める合衆国裁判所の立場に批判が加えられている。⁽⁸⁹⁾しかしながら、国際機構の關係する争訟の中で特に多いのは、国際機構と職員との間の紛争であり、このような争訟に

対し国内裁判所の裁判管轄権を認めることは、国際機構の内部問題に対する当該国家裁判所の介入を排除し国際機構の独立した目的達成を保証するという裁判管轄権免除の目的に反するものであることを考えると、⁽⁹⁰⁾ 国際機構と職員間の紛争の解決に国内裁判所を関与させることは妥当であるとは思えない。⁽⁹¹⁾ このような裁判管轄権免除は、既に慣習国際法上確立しているとも考えられ、⁽⁹²⁾ 国際機構と国家の間に特別の合意が存在しない場合でも、このような争訟に關し国際機構に裁判管轄権免除を認めた *Broadbent v Organization of American States* 以下の合衆国裁判所の判例は首肯できるものであると考えられる。⁽⁹³⁾

他方、契約関係より生じる争訟に対する裁判管轄権免除も、国際機構の目的達成を確保するという目標は同じであるが、商業行為より生じる争訟に対し裁判管轄権免除を認めなくとも、国際機構の内部問題、国際機構の独立性に対する侵害は限定されたものであり、国際機構の目的達成の確保には支障がない場合もある。外国国家の裁判管轄権免除に対する行為性質基準に基づく制限的免除主義の採用は、外国国家が商業行為を行なうことが頻繁になったことを根拠としていたが、国際機構が商業行為を行なう局面は増えてきている。以上を考慮するならば、契約関係より生じた紛争に対して、外国国家と同様の制限的免除主義を国際機構に適用する根拠はあると考えられる。⁽⁹⁴⁾ ただし、国際機構が、公法的行為を契約を通じて行なう場合も考えられ、外国国家の場合と同様に、公法的行為にかかわる契約に対しては、裁判管轄権免除が認められるべきかについては問題が残る。⁽⁹⁵⁾

不法行為より生じる紛争に關しても同様に、国際機構の行為を判断する場合、国際機構の公法的行為を含む場合に裁判管轄権免除を認め、他の場合には国内裁判所の裁判管轄権を認めることも可能であろう。⁽⁹⁶⁾ しかしながら、契約関係の場合と異なり、行為性質基準によっては、権利侵害行為が公法的行為なのかまたは私法的行為であるのかを区別することは難しく、実際の適用にあたっては困難な問題を残すように思われる。⁽⁹⁷⁾

しかしながら、以上のような国際機構の裁判管轄権免除を認めることは、私権の侵害を正当化するものではない。国際機構の内部的裁判所は、個人利益の保護に寄与しておらず、また実行に於いて公正でないとの批判があるのも事実であるが、⁽⁹⁹⁾ 国際機構の目的達成の確保と私権保護を両立させるためには、国際機構の内部的裁判所の一層の充実が望まれる。⁽¹⁰⁰⁾ また、国際機構に対する裁判管轄権免除が、国家間の場合のように相互主義に基づいているのではなく、当該国家の一方的な負担のもとに与えられていることを考慮し、国際機構は裁判管轄権免除を濫用することを慎み、機能の行使のために問題がない場合は放棄するのが妥当であろう。

わが国が非加盟の国際機構に裁判管轄権免除を認めるか否かは、既に述べたわが国が加盟する国際機構の場合とは異なり、このような国際機構に裁判管轄権免除を与える国際法上の法的義務は存在しないため、⁽¹⁰¹⁾ 政治的判断により決定されると考えられる。その際、裁判管轄権免除付与の国内法上の根拠として、特権および免除に関する独立した立法またはわが国が加盟する国際機構の特権および免除に関する条約をこれらの国際機構に援用する手続を定めた立法が必要になると思われる。⁽¹⁰²⁾ しかしながら、そのような立法が存在しない場合でも、非加盟の国際機構が自国で活動することを一旦認めた場合、活動を認めたことより生じる義務に基づいて、一定の特権および免除を認めることも可能であるように思われる。⁽¹⁰³⁾

本稿に於いて検討した、合衆国に於ける外国国家に対する絶対的免除主義から制限的免除主義への変更および国際機構に対する裁判管轄権免除の態様は、将来のわが国の選択に示唆を与えるものであり、国連での討議の推移と共に、⁽¹⁰⁴⁾ 合衆国の判例に注目する必要があると考えられる。

(1) 大寿堂鼎、「民事裁判権の免除」新・実務民事訴訟法講座七（昭和五七年）四五頁、五〇—五一頁。

(2) 制限的免除主義に於ける裁判管轄権免除許可の区別の基準について、大寿堂鼎、「主権免除をめぐる最近の動向」法学論

- 議第九四卷第六号(昭和五〇年)一五二頁、一五六—一六三頁。
- (3) 外国国家に対し絶対的免除主義を認めた判例として、大審院決定昭和三年二月二八日、民集第七卷二二八頁。その後の下級審の判例も、絶対的免除主義の立場を踏襲するものである(祖川武夫・小田滋編著、『わが国裁判所の国際法判例』(昭和五三年)一九一四〇頁)。ただし、福岡地裁判決昭和三年三月三日、勞民集第七卷第二号三五二頁、東京地裁判決昭和二年六月九日、下民集第五卷第六号八三六頁参照。一般に、大寿堂鼎「民事裁判権の免除」、前出註(一)、参照。
- (4) Allen, E., *The Position of Foreign States before National Courts, Chiefly in Continental Europe* (1933) 301; Brownlie, I., *Principles of International Law* (2nd ed 1973) 319 et seq.
- (5) 28 U. S. C. A. § 1602 (1979). 以下のIAに關する邦文論文として、大寿堂鼎「主権免除をめぐる最近の動向」法学論叢第九四卷第六号(昭和五〇年)一五二頁、本間浩「一九七六年主権免除法」外國の立法第一七卷第二号(昭和五三年)六五頁、西立野園子「米國主権免除法」ジュリスト第七二七号(昭和五五年)一一七頁、大寿堂鼎「民事裁判権の免除」、前出註(一)、広瀬善男「國際法上の主権免除の現況」明治学院法学研究二九(昭和五八年)一九頁。
- (6) 1978 c. 33. 当該法律に關し、山崎公士「一九七八年國家免除法」外國の立法第一八卷第六号(昭和五四年)三〇一頁、Mann, F.A., "The State Immunity Act 1978", (1979) 50 B. Y. I. L. 43; White, R. C. A., "The State Immunity Act 1978", (1979) 42 Modern Law Review 73; Dalauine, G. R., "The State Immunity Act of the United Kingdom", 73 A. J. I. L. 399 (1979); Sinclair, I., "The Law of Sovereign Immunity. Recent Developments", (1980-II) 167 R. C. 113 at 257 et seq. 参照。他方、英國に於ける國際機構の特権を定める免除法 International Organisations Act 1968 (1968 c. 48) からの International Organisations Act 1981 (1981 c. 9) による規律を定むる。
- (7) 各國の主権免除に關する立法および判例について、Sinclair, *ibid.*, at 146 et seq. 参照。
- (8) 例として、國際連合の特権及び免除に關する条約(昭和三八年条約第一二号) Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations, 1 U. N. T. S. 15 (1946-1947) 参照。
- (9) 欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に關する日本國政府と欧州共同体委員会との間の協定(昭和四九年条約第三号)。
- (10) 22 U. S. C. A. § 288 (1958).

- (11) 国際機構の国に於ける地位と関し、 United Nations Legislative Series, *Legislative Texts and Treaty Provisions concerning the Legal Status, Privileges and Immunities of International Organizations* (I 1959, II 1961) 參照。
- (12) *The Schooner Exchange v. McFaddon*, 11 U. S. (7 Cranch) 116 (1812).
- (13) 外国のあらゆる機関の主権免除が問題となった場合、当該外国国家が、合衆国國務省に働きかけ、司法省に於て主権免除の提議を行なうよう促すのが通常であった。國務省の提議は、司法長官の報告を、司法長官は当該事件管轄地区同族前庭に於て、訴訟訴訟管轄裁判所へ適当な意見陳述を行なうよう指示した (Feller, A. H., "Procedure in Cases Involving Immunity of Foreign States in Courts of the United States", 25 A. J. I. L. 83 at 86 (1931))。
- 外交ルートを通じて國務省に要請された裁判管轄権免除は、Tate Letter が採択された一九五二年五月の E.O. 11649 発効した一九七七年一月廿一日一〇を数え、(Sandler, M., Vagts, D. F. & Ristau, B. A., eds, "Sovereign Immunity Decisions of the Department of State, May 1952 to January 1977", [1977] Digest of U.S. Practice in International Law 1017 參照)。
- (14) *Ex Parte Peru*, 318 U. S. 578 (1943) 及び、*Franzler v Hanovar Bank*, 204 Misc. 922, 119 N. Y. S. 2d 319, aff'd, 281 App. Div. 861, 119 N. Y. S. 2d 918 (1953); *Stephen v Znamostenka Bank National Corporation*, 15 App. Div. 2d 111, 222 N. Y. S. 2d 128 (1st Dept. 1961).
- (15) 26 Department of State Bulletin 984(1952).
- (16) *Isbrandtsen Tankers, Inc. v President of India*, 446 F. 2d 1198 (2d Cir. 1971); cert. denied, 404 U. S. 985 (1971).
- (17) Sandler et al, supra note 13, at 1066-1067 參照。
- (18) *Rich v Naotera Vacuba, S. A.*, 295 F. 2d 24 (4th Cir. 1961); Sandler et al, supra note 13, at 1044 參照。
- (19) Cordozo 及び、主権免除の基礎を国際及び国内の國家間の主権と異なる (Cordozo, M.H., "Judicial Deference to State Department Suggestions: Recognition of, Prerogative or Abdication to 'Usurper'", 48 Cornell Law Quarterly 461 at 483-486(1963))。しかしながら、主権免除の範圍の確定を目的として、各々異なる法廷の規律を適用するべき主権免除の一般的概念自体は、國際法に於て統一するべきである。
- (20) 28 U. S. C. A. § 1602 (1979).

(20) 28 U. S. C. A. § 1603 (d) (1979) 及び 1946年と1948年の協定による。

「商業活動」及び「管轄の標榜の商業標榜または特殊な商取引若しくは商行為のうちのたゞかを意味する」。活動の商業的性質は、当該活動の目的を参照するべきであり、管轄標榜の経済の性質または特殊な取引若しくは商行為の性質を参照するべきであり決定される。

また、"Section-by-Section Analysis of the Sovereign Immunity Act of 1975", 15 I. L. M. 102 at 105 (1976) 參照。

商業活動と区別するべきは、*Gitler v German Information Center*, 95 Misc. 2d 788, 408 N. Y. S. 2d 600 (1978); *United Euram Corporation v Union of Soviet Socialist Republics*, 461 F. Supp. 609 (S. D. N. Y. 1979); *International Association of Machinists and Aerospace Workers v OPEC*, 477 F. Supp. 533 (D. C. Cal. 1979); *Gemini Shipping, Inc. v Foreign Trade Organization for Chemicals and Foodstuffs*, 647 F. 2d 317 (C. A. N. Y. 1981); *Sugerman v Aeromexico, Inc.*, 626 F. 2d 270 (C. A. N. J. 1980); *Arango v Guzman Travel Advisors Corp.*, 621 F. 2d 1371 (C. A. Fla. 1980); *Texas Trading & Mill Corp. v Federal Republic of Nigeria*, 647 F. 2d 300 (C. A. N. Y. 1981); *Verlinden B. V. v Central Bank of Nigeria*, 103 S.Ct. 1962, 461 U. S. 480, 76 L. Ed. 2d 81 (1983); *Transamerican S. S. Corp. v Somali Democratic Republic*, 767 F. 2d 998 (C. A. D. C. 1985); *Segni v Commercial Office of Spain*, 835 F. 2d 160 (7th Cir. 1987)。

(21) Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations, 1 U. N. T. S. 15 (1946-1947)。

(22) Agreement regarding the Headquarters of the United Nations, 2 U. N. T. S. 12 (1947)。本部協定は、裁判管轄権免除と関する規定を何等含んでいなかったため、一九四六年より合衆国が国際連合の特権及び免除に関する条約を批准する一九七〇年までの間、国際連合の裁判管轄権免除の存在をその範囲は、合衆国国内及びそのI.O.H.D. (22 U. S. C. A. § 288 (1958)) により規律されていた。このように、本部協定は、国連本部を国際連合の管理をその権限のみとせざることを原則とはしながらも、国際連合の機能の完全な行使のために制定せざる国連規則(本部協定第三条第八項)と相反しない限り、その区域内で行なわれた行為と取引契約に対しては、所在地の国内裁判所に裁判管轄権を認め得る(本部協定第三条第十七項)。例として、*People v Commutos*, 224 N. Y. S. 2d 504 at 507 (1962) に於ては、国連職員により国連本部敷地内で行なわれた重盗盗罪に対し、ニューヨーク州法と相反する国連規則が存在しないとして、ニューヨーク州法が適用された。

- (81) 22 U. S. C. A. § 288 (1958).
- (82) 22 U. S. C. A. § 288 a (b) (1958).
- (83) Report to the President on the Results of the San Francisco Conference, U. S. Department of State, Pub. No. 2349, at 159-160 (1945) reprinted in 13 *Whiteman, Digest of International Law* (1968) 36-37.
- (84) H. R. Rep. No. 1203, 79th Cong., 1st Sess. 1, reprinted in U. S. Cong. Serv. 946 (1945) ; S. Rep. No. 861, 79th Cong., 1st Sess. 1 (1945). *42' *Broadbent v Organization of American States*, 628 F. 2d 27 at 30 (D. C. Cir. 1980) ; *Donald v Orfila*, 618 F. Supp. 645 at 648 (D. C. D. C. 1985) 參照。
- (85) H. R. Rep. No. 1203, 79th Cong., 1st Sess. 1, reprinted in U. S. Cong. Serv. 951 (1945) ; S. Rep. No. 861, 79th Cong., 1st Sess. 3 (1945). *42' Fedder, A., "The Functional Basis of International Privileges and Immunities : A New Concept in International Law and Organization", 9 *American University Law Review* 60 at 64 (1960) 參照。
- (86) 22 U. S. C. A. § 288 (1958). 一〇一〇 擧げられたる ' 大衆國の裁判權を行使せしめんとすべし ' International Telecommunications Satellite Organization 及國際警察執行令 Executive Order No. 11718, 38 F. R. 12797 (1973) replaced by Executive Order No. 11966, 42 F. R. 4331 (1977) ' International Criminal Police Organization 及國際警察執行令 Executive Order No. 12425, 48 F. R. 119(1983) *42' International Food Policy Research Institute 及國際警察執行令 Executive Order No. 12467, 49 F. R. 8229 (1984)。
- (87) S. Rep. No. 861, 79th Cong., 1st Sess. 2 (1945).
- (88) 28 U. S. C. A. § 1603 (1979).
- (89) 28 U. S. C. A. § 1611 (a) (1979).
- (90) 28 U. S. C. A. § 1602 (1979).
- (91) 22 U. S. C. A. § 288 (1958).
- (92) 392 A. 2d 508 at 511 (D. C. Cir. 1978).
- (93) *Ibid. Weidner v International Telecommunications Satellite Organization* 訴訟 *42' *Broadbent v Organization of American States*, 482 F. Supp. 660 (D. C. 1979) の系圖を参るべし。 *42' *Weidner v International Telecommunica-*

tions Satellite Organization 判決⁴⁷ Dupre Associates' Inc. v Organization of American States, (1982) 63 I.L.R. 92 が裁判管轄権免除を認めたとして *in rebus per incuriam* である。

(36) 628 F. 2d 27 at 31 (D. C. Cir. 1980).

(37) 国際連合の制限的免除主義の主張は、上訴人とは異なった理由に基いてのものであった (Ibid. 30)。

(38) Ibid. 31.

(39) Ibid. 31-32. その理由の第一として、F.O.I.A が、当該法律がその対象とする外国国家の定義中に国際機構について何等規定をおかないことが挙げられた。確かに、28 U. S. C. A. § 1611 (1979) に於いて F.O.I.A が言及されてはいるが、当該規定は、国際機構に対する訴訟が成立することを前提としてあり、このような訴訟は、国際機構に対する制限的免除主義を認めることによつてでなくとも、国際機構による裁判管轄権免除の放棄により成立し得る。第二に、F.O.I.A に於ける大統領の広範な権限 (22 U. S. C. A. § 288 (1979)) が挙げられた。また、議会中の立法経過も明らかになされた F.O.I.A 立法の動因は、外国国家による商業活動の増加と他の国家に於ける制限的免除主義の隆盛であったが (H. R. Rep. No. 94-1487, 94th Cong., 2d Sess. 9 at 29 and 54 (1976)). また、Alfred Dunhill of London, Inc. v Cuba, 425 U. S. 682 at 699 and 702 (1975) 参照) 制限的免除主義を採用する根拠となつたのである。この理由が、国際機構に対しては一般的には当てはまらぬと主張された。

(40) *Broadbent v Organization of American States*, 628 F. 2d 27 at 32 et seq (D. C. Cir. 1980).

(41) 例え、*Gittler v German Information Center*, 95 Misc. 2d 788, 408 N. Y. S. 2d 600 (1978) 参照。

(42) ただし、外国国家と外国国家により雇用された第三国民との関係が、当然に外国国家の私法的行為とみなされるわけではなく、合衆国裁判所は、このような雇用関係が、公法的行為または私法的行為のいずれに含まれるかを検討する (*Segni v Commercial Office of Spain*, 835 F. 2d 160 at 162-166 (7th Cir. 1987))。

(43) H. R. Rep. No. 94-1487, 94th Cong., 2d Sess. 16 (1976).

(44) *Broadbent v Organization of American States*, 628 F. 2d 27 at 33-35 (D. C. Cir. 1980).

(45) Glenn, G. H., Kearney, M. M. and Padilla, D. J., "Immunities of International Organizations", 22 *Virginia Journal of International Law* 247 (1982); Note, "International Organizations—Immunity—Personnel Decisions of an International

- Organization are not 'Commercial Activities' and thus may not form the Basis for an Action against the Organization", 20 Virginia Journal of International Law 913 at 922-923 (1980) ; Note, "International Organizations : Immunity-*Broadbent v Organization of American States*", 21 Harvard International Law Journal 552 at 560-561 (1980) ; Note, "Jurisdictional Immunities of Intergovernmental Organizations", 91 Yale Law Journal 1167 at 1179 et seq (1982) ; Note, "How Much Immunity for International Organizations?" 10 North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation 487 at 494-497 (1985).
- (46) 668 F. 2d 547 at 550 (D. C. Cir. 1981) .
- (47) 717 F. 2d 610 at 615-617 (D. C. Cir. 1983). この事件に於つては、国際復興開発銀行協定（昭和五二年条約一四号、2 U. N. T. S. 180 (1947)）第七条第三項の「銀行に対する訴は、当該領域内に銀行が事務所を有しており、若しくは訴訟に關する送達を受つたる代理人を任命してゐる加盟国又は当該領域内で銀行が証券の發行若しくは保障をしてゐた加盟国の管轄裁判所に對つてのみ提議することが出来る」との規定が、雇用了關する裁判管轄権免除の放棄を意味しなると判示された（717 F. 2d 610 at 614-615 and 617-620 (D. C. Cir. 1983)）。同註 *Chiriboga v International Bank for Reconstruction*, 616 F. Supp. 963 at 968 (D. C. D. C. 1985)。
- (48) 618 F. Supp. 645 at 648 (D. C. D. C. 1985).
- (49) *Ibid*.
- (50) *Broadbent v Organization of American States*, 628 F. 2d 27 at 34-35 (D. C. Cir. 1980).
- (51) (1982) 63 I.L.R. 92 (D. D. C. 1977).
- (52) *FOIA* のもとでは、外国国家が行なつたものよゝうな建設契約は当然に商業活動であるとされ、主権免除の適用はなかつた（"Section-by-Section Analysis of the Sovereign Immunity Act of 1975", 15 I.L.M. 102 at 105 (1976)）。
- (53) 336 F. 2d 354 (2d Cir. 1964) .
- (54) (1982) 63 I.L.R. 92 at 94-95. 裁判所は、当該事件に於つていかなる基準により商業活動を認定するかは明示しなかつたが、行為性質基準を採用したものと考へられる。
- (55) 628 F. 2d 27 at 31-32 (D. C. Cir. 1980).

- (56) *Means v Means*, 60 Misc. 2d 538 (N. Y. Fam. Ct. 1969) ; *Menon v Weil*, 320 N. Y. S. 2d 405 (N. Y. City Civ. Ct. 1971) ; *Shamsee v Shamsee*, 428 N. Y. S. 2d 33 (App. Div. 1980) に於ては、契約から生じる紛争に關し、IOIA上の裁判管轄権免除の問題とされたが、国連の特権及び免除に關する条約第二條第二項は絶対的免除主義を認めてゐるため、IOIA上の裁判管轄権免除の範囲の問題とならなかつた。
- (57) 552 F. 2d 327 (Ct. Cl. 1977).
- (58) 483 F. Supp. 352 (W. D. Wis. 1979).
- (59) 國際機構の職員が行なつた不法行為より生じる紛争に關しては、國際機構が、これらな職員に任務の遂行にあたつたか、*Privileges and Immunities of the Specialized Agencies of the United Nations and Certain Other International Organizations* (1964) 203 ; Michaels, D., *International Privileges and Immunities* (1971) 57 ; Liang, Y.-L., "The Legal Status of the United Nations in the United States", 2 I.L.Q. 577 at 599 (1948)。
- (60) *Edison Sault Electric Company v United States*, 552 F. 2d 327 at 336 (Ct. Cl. 1977) ; *Souchezay v Corps of Engineers of the United States Army*, 483 F. Supp. 352 at 355 (W. D. Wis. 1979).
- (61) 22 U. S. C. A. § 283 (a) (1958).
- (62) No. 77-0038 (D. D. C.) cited at *Steinberg v International Criminal Police Organization*, 672 F. 2d 927 at 928 (D. C. Cir. 1981).
- (63) *Steinberg v International Criminal Police Organization* 672 F. 2d 927 at 932 (D. C. Cir. 1981)。IOIAの一九六三年及び一九七〇年の適用を受つたが、たゞだ (Executive Order No. 12425, 48 F. R. 119 (1983))。
- (64) たゞだ、國際機構への加盟の特権および免除に關する条約の批准が同時に行なわれるとは限らなかつた。合衆國は国連との間に本部協定 (Agreement regarding the Headquarters of the United Nations, 2 U. N. T. S. 12 (1947)) を締結し、また國連的及びIOIAを制定した。國際連合の特権及び免除に關する条約 (Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations, 1 U. N. T. S. 15 (1946-1947)) を批准したのは一九七〇年になつたのであつた。
- (65) 國際機構は主としてその加盟國に於てその活動を行なう、非加盟國で活動を行ないまたは非加盟國に代表部を設置する

例は多くはなかつたため、非加盟国に於ける国際機構の特権および免除に関して重大な一般の問題を生じせしめることはなく、個別的に解決されてきた。スイスに於ける国連機関ならびに日本およびカナダに於ける欧州共同体代表部参照。

(66) 22 U. S. C. A. § 288 (1958).

(67) *Ibid.*

(68) 22 U. S. C. A. § 288 g et seq. (1958).

(69) 22 U. S. C. A. § 288. 国連教育科学文化機関に於ける、一九八四年一月の合衆国脱退以降、E.O.I.A.の適用を停止しつつある。

(70) 22 U. S. C. A. § 288 f-1 (1958). 参照 [1983] U. S. Code Congressional and Administrative News 1484 参照。

(71) 22 U. S. C. A. § 288 f-2 (1958). 参照 [1979] U. S. Code Congressional and Administrative News 982 参照。

(72) 22 U. S. C. A. § 288 f-3(1958). 参照 [1987] U. S. Code Congressional and Administrative News 1395 参照。赤十字国際委員会を非政府機関と見做すため、22 U. S. C. A. § 288 (1958) の定義を修正し、22 U. S. C. A. § 288 f-3 (1958) に於ける特別規定を設けた。

(73) 22 U. S. C. A. § 288 h (1958) as amended by Pub. L. 100-204. 参照 [1987] U. S. Code Congressional and Administrative News 1394 参照。

(74) 参照 *Dupre Associates, Inc. v Organization of American States*, (1982) 63 I.L.R. 92.

(75) 雇用関係より生じる紛争に関しては、前述三に於いて検討したとおり、合衆国が加盟している国際機構は、制限的免除主義によつても裁判管轄権免除を有していると判示された。しかしながら、E.O.I.A.に於けるE.O.I.A.のような行為性質基準による制限的免除主義が適用された場合、合衆国が加盟している国際機構の場合とは異なり、裁判管轄権免除が当然に合衆国の加盟している国際機構に關しても認められるべきと考えられる。Broadbent v Organization of American States に於いて、裁判所は、絶対的免除主義を採用すべきであると見做すこととE.O.I.A.に於ける制限的免除主義を採用する職員への雇用は商業活動には含まれないとした (628 F. 2d 27 at 33-35 (D. C. Cir. 1980))。しかしながら、裁判所は、国際機構が各加盟国の国内法より自由にその機能を果たすことを保証する義務を合衆国が加盟国として有していることを理由として、行為性質基準に基づき制限的免除主義によつても合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除が認められると

- 判示したのであって、合衆国の加盟していない国際機構に関してはこのような判言はあてはまらなう。
- (76) 欧州共同体の特権および免除は、IOIAとともた22 U. S. C. A. § 288 に含まれているが、IOIAの一部として立法されたものではない。
- (77) 欧州共同体代表部の構成員に対しても、外交使節構成員と同様の特権および免除が認められてくる(22 U. S. C. A. § 288 h (1958))。IOIAに於けるこのような取扱は、欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定(昭和四九年条約第三号)とは異なる(東京地裁判決昭和五七年五月三日、労民集第三三巻第三号四七二頁参照)。
- (78) E.S.I.A.上、国連の常駐代表部は、外国国家と同様であると認められる(Gray v Permanent Mission of People's Republic of Congo to United Nations, 443 F. Supp. 816 (S. D. N. Y. 1978))。
- (79) 例えは Segni v Commercial Office of Spain, 835 F. 2d 160 (7th Cir. 1987)。
- (80) 28 U. S. C. A. § 1603(1979)。
- (81) だが、Rios v Marshall と於ては、加盟国の財務省による構成された British West Indies Central Labour Organisation (BWICLO) のように、非政府機構が 28 U. S. C. A. § 1603 (b) (2) (1979) に於ける加盟国の機関であると、E.S.I.A.上の裁判管轄権免除が適用されるを判示した(530 F. Supp. 351 at 371 (S. D. N. Y. 1981))。それにより、裁判所は、B.W.I.C.O.が商業行爲に従事しているかどうかを判断し、商業行爲に従事しているを判断した(Ibid, 371-372)。
- (82) 28 U. S. C. A. §§ 1603 (a) and (b), 1606, 1608 (b) and 1610 (b) (1979); H. R. Rep. No. 94-1487 at 6613-6614 (1979)。
- (83) 28 U. S. C. A. § 1603 (b) (3) (1979)。
- (84) H. R. Rep. No. 94-1487 at 6615 (1979)。
- (85) International Olympic Committee は、非政府機関であるが (I. O. C. Charter, rule 24 参照) だが、I. O. C. Charter, rule 11) 特別の法廷で E.S.I.A.の適用を受けるべきである。また 36 U. S. C. A. § 375 (6) (1988) により裁判管轄権免除を言いつらなう。I. O. C. の訴訟は Martin v International Olympic Committee, No. 83-5847 (C. D. Cal. Apr. 16, 1984) 参照。
- (86) International Association of Machinists and Aerospace Workers v OPEC, 477 F. Supp. 533 at 560 (D. C. Cal.

1979)。他の法律に基づいて裁判管轄権を得ようとする場合でも、訴状および呼出状の送達は連邦地方裁判所が位置する州内または連邦法が当該州の域外での送達を認める場合のみが可能である (Federal Rules of Civil Procedure, Rule 4 (f))。Federal Rules of Civil Procedure, Rule 4 (d), (e), (i) による語釈をよむと田村の解釈は合理的な問題であるように見える (Dellapenna, J., *Suing Foreign Governments and Their Corporations* (1988) 28 n169)。ただし、Federal Rules of Civil Procedure, Rule 4 (d) に関する *Sami v United States*, 617 F. 2d 755 at 759-760 (D. C. Cir. 1979)。および *Dellapenna, ibid.*, 26 冊および *Oster v Canada*, 144 F. Supp. 746 (N. D. N. Y. 1956) 及び *Wright* 以前の判例は異なる。この点に関する詳細は何等問題は存在しない。

また、財産の仮差押による裁判管轄権の成立の可能性は否定できなくとも認められる (田中英夫「Federal Rules of Civil Procedure の大改正」比較法研究第 25 号 (昭和 39 年) 119 頁)。外国国家に関して財産の仮差押による裁判管轄権の成立の可能性を示唆した事件として *William v Chase Manhattan Bank*, 192 N. Y. S. 2d 469 参照。合衆国の民事訴訟手続については、小林秀之『アメリカ民事訴訟法』(昭和三〇年)。

- (87) International Organizations Immunity Act of 1945, 22 U. S. C. A. § 288 (1956) ; International Organisations Act 1968, (1968 c. 48), s. 1 (1) and (2).
- (88) Jenks, C. W., *International Immunities* (1961) 17-18 ; Plantey, A., *The International Civil Service* (1981) § 133 参照。
- (89) 田村註 (47) 参照。
- (90) *Broadbent v Organization of American States*, 628 F. 2d 27 at 35 (D. C. Cir. 1980).
- (91) ただし、Note, "Jurisdictional Immunities of Intergovernmental Organizations", 91 *Yale Law Journal* 1167 at 1184-1185 (1982) 参照。
- (92) *Mendaro v World Bank*, 717 F. 2d 610 at 615 (D. C. Cir. 1983) ; *Chiriboga v International Bank for Reconstruction*, 616 F. Supp. 963 at 966 (D. C. D. C. 1985) ; Plantey, A., *The International Civil Service* (1981) § 133-134 ; Seyested, F., "Jurisdiction over Organisations and Officials of States, The Holy See and Intergovernmental Organisations (2)", (1965) 14 *I. C. L. Q.* 493 at 526 ; *Restatement of the Foreign Relations Law of the United*

States (Revised), § 464, Reporters' Note 7 at 76 (Tentative Draft No. 4) (1983). たゞし、宮崎繁樹「国際公務員の労働争訟」法律論叢第五八巻(昭和六一年)三九五頁、四一六頁。

- (93) 国際機構と国際機構職員の紛争に裁判管轄権免除を認めた諸国の判例として、*Helzel v Air Traffic Services Agency* (Nov. 30, 1979) (Federal Constitutional Court of Germany); *Intergovernmental Committee on European Migration (I-CEM) v Di Banelia Shirone* (April 18, 1975) (Supreme Court of Italy, No. 1266); *Chemidin v International Bureau of Weights and Measures*, 12 Ann. Dig. 281 (Case No. 94) (Tribunal Civil of Versailles, France, 1945)。たゞし、宮崎繁樹「国際公務員の労働争訟」法律論叢第五八巻(昭和六一年)三九五頁、小寺彰「裁判権免除—国際機関」涉外判例百選(第二版)別冊ジュリスト第八七号(昭和六一年)一八六頁、一八七頁参照。

わが国裁判所は、特別の合意が存在した国連大学事件(東京地裁決定昭和五二年九月二日、判例時報第八八四号(昭和五三年)七七頁)および欧州共同体会委員会の法的地位に関する判決(東京地裁判決昭和五七年五月三十一日、労民集第三三巻第三号(昭和五七年)四七二頁)の二例に於いて、国際機構の裁判管轄権免除について判断を下したのみである。したがって、わが国と加盟している国際機構との間に裁判管轄権免除に関する特別の合意が存在しない場合、またわが国に於ける非加盟の国際機構の裁判管轄権免除について裁判所がどのように考えているかは明かではない。また、国連大学(中村道『ケースブック国際法「増訂版」』[田畑・太寿堂編](昭和五五年)四五頁、横田洋三、ジュリスト第六九三号(昭和五四年)二六四頁)および欧州共同体会委員会(小寺彰、ジュリスト第七九二号(昭和五八年)二六八頁)に独立した法人格が認められたことについて批判がある(ただし、宮崎繁樹「国際公務員の労働争訟」法律論叢第五八巻(昭和六一年)三九五頁)。

- (94) 国際機構に制限的免除を認めた例として、イタリアの *Bramo v Ministry of War*, [1951] I.L.R. 756 参照。 *Dupre Associates, Inc. v Organization of American States*, (1982) 63 I.L.R. 92 と同様の立場であるが、当該判決は「論理構成上難点があった(前述本文三)」(2)参照。

- (95) 石油輸出国機構また石油輸出国機構に倣った他の一次産品に関する国際機構など、その目的達成のため商業的な行為を行なうものについては問題が残るであろう。石油輸出国機構に関する判例として、*International Association of Machinists and Aerospace Workers v OPEC*, 477 F. Supp. 533 (D. C. Cal. 1979) 参照。

- (96) *Steinberg v International Criminal Police Organization*, 672 F. 2d 927 (D. C. Cir. 1981) 参照。
- (97) 外国国家に対する「HのI.Aに於ける」Jの地位は明らかである。しかしながら、State Immunity Act 1978 (1978 c. 33), s. 3 (3) (c) and s. 5-s. 7 (Mann, F. A., "The State Immunity Act 1978", (1979) 50 B. Y. I. L. 43 at 52-53) 参照。
- (98) 例え、*M. v Organisation des Nations Unies*, (1972) 45 I. L. R. 446 ; *Fasla v Secretary-General of the United Nations*, (1979) 54 I. L. R. 351 at 373 and 381 参照。
- (99) O'Toole, "Sovereign Immunity Revisited : Suits Against International Organizations", 4 Suffolk Transnational Law Journal 1 at 4 and 14 n39 (1980).
- (100) Akhurst, M., *The Law governing Employment in International Organizations* (1967) 4-5. しかしながら、国際司法裁判所は「国際機構から要請があった場合に勧告的意見を行なう権限を有するのみであり（国際司法裁判所規程第六五条）、個人の紛争を扱うようにはできていない」。他方、国際機構の内部的裁判所は、限定的管轄権を有するのみであり（例え、*国際復興開発銀行の内部的裁判所による Mendaro v World Bank*, 717 F. 2d 610 (D. C. Cir. 1983) で提議されたような問題は解決され得ない）、また存在しない場合もある（*国連大学本部に関する国連と日本国との間の協定第一四条第二項（昭和五十一年条約第七号）参照。*）
- (101) ただし、小寺彰、「裁判権免除—国際機関」涉外判例百選（第二版）別冊ジュリスト第八七号（昭和六十一年）一八六頁、一八七頁；Lalive, J.-F., "L'immunité de juridiction des États et des organisations internationales", (1953) 84 R.C. 209 at 304-305 参照。
- (102) 例え、*International Organisations Act 1968* (1968 c. 48), s. 4. 当該条項は於ける例として「African Development Bank (Privileges) Order 1978, S. I. 1978 No. 1884, replaced and revoked by S. I. 1983 No. 142 参照。
- (103) ただし、未承認国家の主権免除に関し、波多野里望、「裁判権免除—国家」涉外判例百選（第二版）別冊ジュリスト第八七号（昭和六十一年）一八二頁、一八三頁。しかしながら、石黒一憲『現代国際私法「上」』（昭和六十一年）二三六頁註一六八で挙げる Mann, F. A., "The State Immunity Act 1978", (1979) 50 B. Y. I. L. 43 at 47 et seq. 45' State Immunity Act 1978 (1978 c. 33) に関するのと同じく「一般に認められべき」。

* 小稿は、ハワイ大学ロースクールと広島大学法学部との間の学術交流プログラムにより、筆者が昭和六三年八月―九月にかけてハワイに滞在中に行なった調査研究に基づいている。同地に於いてお世話になったハワイ大学ロースクールおよびロースクール図書館のスタッフの方々とりわけ以下の諸氏に感謝の意を表します。ハワイ大学法学部長ジェレミー・ハリソン (Jeremy T. Harrison) 教授、リチャード・ミラー (Richard S. Miller) 教授、ジョン・ウマン・ダイク (Jon Van Dyke) 教授、ジョン・ピクロン (John E. Pickron) 教授、チャールズ・ブース (Charles D. Booth) 教授、学部長補佐ローレンス・フォスター (Lawrence C. Foster) 氏。ハワイ大学ロースクールの御好意により、判例検索のため、LEXISの使用を許可していただきました。ここに重ねて御礼を申し上げます。